

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	南 (南)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稻とたまねぎを中心に慣行栽培による農業や一部畜産経営を行っている。農業従事者が高齢化していることから、地域内の農地を地域外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が一層難しくなることが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心で畜産農家もいるが、高齢化による耕作放棄田の増加が懸念されている。また、中山間地域であることから、農地の維持管理に加えて獣害対策や法面の管理にも労働時間を取られることが多く、労力を削減するため集落ぐるみで獣害防止柵の設置や草刈りを行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

安乎南地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内は、ほとんどが圃場整備されていないため、圃場整備事業を実施したいが、複数集落がまとまる必要があるため、現時点では話が進んでいない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家が多数を占めており今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手をもっと参画すれば、地域内のみならず地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害に対しては、地域で侵入防止柵の設置に併せて個々でも設置もしており、今後も続けていく。

②畝立同時施肥機の導入により減肥料に取り組んでいく。

③スマート農業に取り組み省力化をめざす。

⑦多面的機能支払などを活用し、地域ぐるみで農地等の保全・管理を行う。

⑨営農組合組織で耕畜連携事業に取り組み良質堆肥の散布により土づくりを進めていく。

⑩営農組合において、農業機械を導入し、共同利用や作業受託を引き続き実施していく。